

SANYO

第83期定時株主総会

招集ご通知

【開催日時】

2026年5月28日(木曜日)午前10時
(受付開始：午前9時)

【開催場所】

東京都新宿区市谷本村町4番1号
ホテルグランドヒル市ヶ谷
東館3階 瑠璃

【決議事項】

<会社提案>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

<株主提案>

- 第4号議案 剰余金の配当
(特別配当)の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/8011/>



株式会社 三陽商会

証券コード 8011

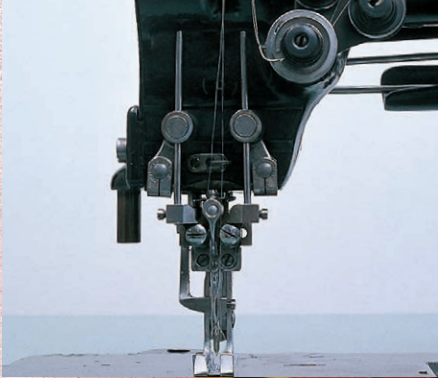
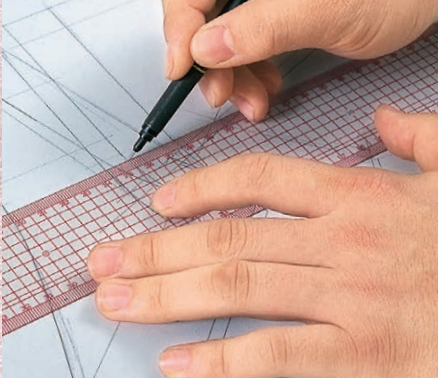


TIMELESS WORK.

ほんとうにいいものをつくろう。

SANYO

「TIMELESS WORK. ほんとうにいいものをつくろう。」は、
当社の社是である「真・善・美」と
当社が目指す「いつの時代でも変わらぬ価値のあるものづくり」を表した言葉であり、
改めて自らの立ち位置を確認し、生活者から共感・共鳴され、愛される企業になるため、
その指針となるメッセージとして掲げるものです。



第83期定時株主総会招集ご通知

目次

株主の皆様へ 3

招集ご通知

第83期定時株主総会招集ご通知 4
議決権行使についてのご案内 6

株主総会参考書類

<会社提案>

第1号議案 剰余金の処分の件 8
第2号議案 取締役7名選任の件 9
第3号議案 監査役2名選任の件 14

<株主提案>

第4号議案 剰余金の配当（特別配当）の件 19

事業報告 21
連結計算書類 46
計算書類 49
監査報告 52

当社取り扱いブランド 60

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに当社の第83期定時株主総会招集ご通知をお届けいたしますのでご覧ください。

ご高承のとおり、第83期（2026年2月期）は昨年4月に公表いたしました新中期経営計画の初年度に当たっており、社員一丸となってその達成に取り組んでまいりました。

しかしながら、第83期は、春先の低気温とその後の急激な気温上昇により春商戦が短期に終息したことや8月から10月初旬にかけての記録的な猛暑により秋商戦の初動が大幅に遅れたこと等、イレギュラーな気象条件の影響を受けたことに加えて、内外の政治経済情勢の先行き不透明感や恒常的な物価上昇を受けて消費者の消費マインドが低下し節約志向が高まったことにより、当社主販路である百貨店中心に中高級品市場が低迷したこと、さらにこれまで市場拡大を牽引してきたインバウンド売上が不振であったこと等々、様々なマイナス要件が重なったことで、期を通して非常に厳しい推移が続き、誠に遺憾ながら、売上、営業利益、経常利益が前年比減収減益、本年2月27日に公表した修正計画は達成したものの、期初計画は大幅な未達という結果に終わりました。ただ当期純利益については、保有株式の売却益を計上したことにより、期初の計画を達成することができました。

この結果を踏まえ、また現下の社会情勢や景況、市場環境の変化を勘案し、既に公表したとおり、中期経営計画2年度に当たる第84期及び最終年度である第85期双方の計画を修正いたしました。

新年度を迎えるに当たっては、前年の不振要因をしっかりと分析し、それを打開し克服するための様々な施策を立案し計画中に盛り込んでおります。これら施策を確実に実行することにより、計画を必達し捲土重来を図る所存であります。

なお、第84期の経営体制については、既に公表いたしておりますとおり、本総会開催予定の本年5月28日付けで、私大江伸治は社長を退任し代表取締役会長に就任、後任の次期代表取締役社長には平林義規氏が就任する予定であります。取締役会は、招集通知に記載した、私及び平林氏を含めた取締役7名、監査役3名の陣容にて臨みたいと考えております。

経営陣一同、改めて強い覚悟を持って計画達成に邁進する決意を固めておりますので、株主の皆様には今後とも変わらぬご支援をいただきますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

大江 伸治



株主各位

証券コード 8011
2026年5月12日

(電子提供措置の開始日 2026年5月1日)

東京都新宿区四谷本塩町6番14号

株式会社三陽商会

代表取締役社長 大江 伸治

第83期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第83期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.sanyo-shokai.co.jp/ir/shareholder/meeting/>



こちらのサイトでは、招集通知の内容を簡単な手順でご覧いただけます。また、決算ハイライトとして業績の推移等も掲載しておりますのでご利用ください。

<https://p.sokai.jp/8011/>



※電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか東京証券取引所のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にも掲載しております。詳細は次ページをご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、以下の「議決権行使のご案内」に記載のとおり、インターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内

株主総会への出席により 議決権を行使していただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2026年5月28日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

インターネット等により 議決権を行使していただく場合



インターネット等による議決権行使のご案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年5月27日（水曜日）
午後6時入力完了分まで

書面（郵送）により 議決権を行使していただく場合



議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年5月27日（水曜日）
午後6時到着分まで

記

1 日 時	2026年5月28日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都新宿区市谷本村町4番1号 ホテルグランドヒル市ヶ谷 東館3階 瑠璃 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場をお願い申し上げます。)
3 会議の目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第83期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第83期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <p><会社提案（第1号議案から第3号議案まで）> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件</p> <p><株主提案（第4号議案）> 第4号議案 剰余金の配当（特別配当）の件</p>
4 議決権行使のお取り扱い	<p>(1) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。</p> <p>(2) インターネット等によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。</p> <p>(3) 各議案に賛否のご表示が無い場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。</p>

以 上

電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にも掲載しております。「銘柄名（会社名）」に「三陽商会」又は「コード」に当社証券コード「8011」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご参照ください。

【東京証券取引所のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいようお願い申し上げます。
- ・電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。また、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」
 なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、電子提供措置事項から上記事項を除いた内容を記載した書面をお送りしております。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

本総会では、会社提案と株主提案の決議を行います。

第4号議案は株主様からのご提案です。当社取締役会はこの議案に反対しております。

詳細は「株主総会参考書類」をご参照ください。

当社取締役会の考えにご賛同いただける株主様におかれましては、
第1号議案～第3号議案に賛成、第4号議案に反対の議決権を
ご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書用紙の記入例をご紹介します。

会社提案にご賛同いただける場合

議決権行使書 株式会社三陽商会 御中 株主総会日 _____ 議決権の数 _____ XX個 _____ _____ ××××年××月××日 _____ _____ _____ _____ _____ _____	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: left;">会社提案議案</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">議案</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">原案に対する賛否</th> </tr> <tr> <td>第1号</td> <td style="text-align: center;">(賛)</td> <td style="text-align: center;">否</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号</td> <td style="text-align: center;">(賛)</td> <td style="text-align: center;">否</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">但し</td> <td style="text-align: center;">を除く</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号</td> <td style="text-align: center;">(賛)</td> <td style="text-align: center;">否</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">但し</td> <td style="text-align: center;">を除く</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: left;">株主提案議案</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">議案</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">原案に対する賛否</th> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td style="text-align: center;">賛</td> <td style="text-align: center;">(否)</td> </tr> </table>	会社提案議案			議案	原案に対する賛否		第1号	(賛)	否	第2号	(賛)	否	但し	を除く	第3号	(賛)	否	但し	を除く	株主提案議案			議案	原案に対する賛否		第4号	賛	(否)
会社提案議案																													
議案	原案に対する賛否																												
第1号	(賛)	否																											
第2号	(賛)	否																											
	但し	を除く																											
第3号	(賛)	否																											
	但し	を除く																											
株主提案議案																													
議案	原案に対する賛否																												
第4号	賛	(否)																											

株主提案（第4号議案）に対する記入方法
 株主提案に賛成の場合 「賛」の欄に○印
 株主提案に反対の場合 「否」の欄に○印

当社取締役会はこの議案に
「反対」しております。

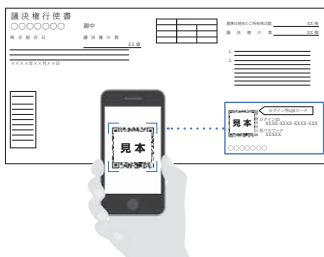
各議案に賛否のご表示が無い場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイトアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」をご入力のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、経営体質の強化を図る一方、株主還元を経営の最重要課題の一つと考えております。当期の期末配当につきましてはDOE（株主資本配当率）4%とし、下記のとおり1株につき70円といたしたいと存じます。これにより、中間配当金69円を加えた年間配当金は1株につき139円となります。

期末配当に関する事項

- | | |
|------------------------------------|---|
| (1) 配当財産の種類 | 金銭といたします。 |
| (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項
及びその総額 | 当社普通株式1株につき金 70円
総額 713,742,260円 |
| (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2026年5月29日 |

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	区 分	氏 名	性別	現在の当社における 地位及び担当等	在任 年数	取締役会 出席状況
1	再任	おお え しん じ 大江 伸治	男性	代表取締役社長 兼 社長執行役員	6年	16回/16回 (100%)
2	再任	ひら ばやし よし き 平林 義規	男性	社外取締役	1年	※13回/13回 (100%)
3	再任	か とう いく ろう 加藤 郁郎	男性	取締役 兼 副社長執行役員 事業統轄本部長 兼 事業本部長	6年	16回/16回 (100%)
4	再任 社外 独立	に はし ち ひろ 二橋 千裕	男性	社外取締役	6年	16回/16回 (100%)
5	再任 社外 独立	やす だ いく お 安田 育生	男性	社外取締役	6年	15回/16回 (94%)
6	再任 社外 独立	むら かみ か よ 村上 佳代	女性	社外取締役	3年	16回/16回 (100%)
7	新任 社外 独立	はま だ よし ろう 濱田 吉朗	男性	-	-	-

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

※印は、2025年5月29日就任後の状況を記載しております。

候補者
番号

1

おお え しん じ
大江 伸治 (1947年8月27日生)

再任



所有する当社の株式数
38,437株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年4月	三井物産株式会社入社	2016年6月	同社取締役相談役
1997年7月	同社繊維本部繊維第三部長	2018年6月	同社相談役
2004年7月	同社理事コンシューマーサービス事業副本部長	2019年4月	同社顧問
2007年6月	株式会社ゴールドウイン取締役専務執行役員総合企画本部長	2020年3月	当社入社 副社長執行役員
2010年4月	同社取締役副社長執行役員総合企画本部長兼事業統括本部長	2020年4月	当社副社長執行役員経営統轄本部長
2014年4月	同社取締役副社長執行役員社長補佐	2020年5月	当社代表取締役社長兼社長執行役員経営統轄本部長
		2023年3月	当社代表取締役社長兼社長執行役員、現在に至る

取締役候補者とした理由

大江伸治氏は、繊維・アパレル業界における上場会社の経営経験を有しております。素材の調達から販売までアパレル業界についての広範な知識と経験に加え、経営者として事業再建の実績があります。当社においては、中期経営計画の策定・遂行にリーダーシップを発揮しております。事業に関する豊富な経験、国際経験、経営者としての法務・財務の知識など、当社を牽引するにふさわしい資質を有するものと判断しております。なお、本総会において本議案を承認いただいた後、本総会終了後に開催の取締役会における承認をもって同氏が代表取締役会長に就任する予定です。選任後は任意の指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定です。

候補者
番号

2

ひら ばやし よし き
平林 義規 (1963年2月1日生)

再任



所有する当社の株式数
一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	三井物産株式会社入社	2017年4月	同社執行役員流通事業本部長
2008年7月	三井物産モスクワ有限会社副社長	2021年4月	同社常務執行役員人事総務部長
2012年10月	三井物産株式会社コンシューマーサービス事業本部サービス事業部長	2023年4月	同社専務執行役員人事総務部長
2015年4月	同社コンシューマーサービス業務部長	2025年4月	同社顧問
2016年4月	同社コンシューマー・ヘルスケア業務部長	2025年5月	当社社外取締役、現在に至る

取締役候補者とした理由

平林義規氏は、総合商社における生活産業分野のグローバルな経験に加え、消費全般、ファッション・ブランドビジネス、さらにウェルビーイング経営、人材育成・人的資本強化など当社の経営に必要な幅広い知見を有しております。2025年5月に当社社外取締役就任以降も卓越したリーダーシップを発揮し、当社を牽引するにふさわしい資質を有するものと判断しております。同氏は2026年4月をもって三井物産株式会社の顧問を退任しております。なお、本総会において本議案を承認いただいた後、本総会終了後に開催の取締役会における承認をもって同氏が代表取締役社長に就任する予定です。

候補者
番号

3

かとう いくろう
加藤 郁郎 (1961年1月4日生)

再任

所有する当社の株式数
16,547株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	当社入社	2019年1月	当社執行役員第二事業本部長
2008年7月	当社事業本部婦人服第二事業部 エヴェックスDIV長	2020年4月	当社常務執行役員事業本部長
2010年7月	当社事業本部婦人服事業部企画 第一DIV長	2020年5月	当社取締役兼常務執行役員事業本部長
2012年1月	当社執行役員事業本部企画商品統括 事業部婦人服企画部長	2021年4月	当社取締役兼常務執行役員事業本部長兼デジタルマーケティング戦略本部長
2014年7月	当社執行役員事業本部ビジネス開発事業部長	2022年3月	当社取締役兼専務執行役員事業本部長兼マーケティング&デジタル戦略本部長
2016年7月	当社執行役員事業本部企画統括事業部婦人服企画部長	2024年3月	当社取締役兼副社長執行役員事業統括本部長兼事業本部長、現在に至る
2017年1月	当社執行役員事業本部ブランドビジネス部長		

取締役候補者とした理由

加藤郁郎氏は、入社以来、企画部門を歴任し、当社主要ブランドのブランディング、商品企画、生産、技術に携わり、アパレル企業の経営を担う者として必要な経験と幅広い知識を有しております。現在、当社の副社長執行役員事業統括本部長兼事業本部長として、ブランド事業の推進と多様化するマーケットに対する事業領域の拡大を図るなど当社の事業を牽引しており、中期経営計画を達成するために中心となる人材であると判断しております。

候補者
番号

4

にし ちひろ
二橋 千裕 (1954年1月26日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数
一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年4月	株式会社伊勢丹入社	2010年1月	株式会社東急百貨店代表取締役社長執行役員
2002年6月	同社執行役員営業本部MD統括部 婦人営業グループ担当長	2011年4月	株式会社三越伊勢丹ホールディングス 専務執行役員
2004年6月	同社常務執行役員営業本部MD統括部長	2018年2月	株式会社東急百貨店取締役会長
2006年2月	同社専務執行役員営業本部長	2019年4月	同社取締役相談役
2006年6月	同社取締役専務執行役員営業本部長	2020年4月	同社特別顧問
2008年4月	株式会社三越伊勢丹ホールディングス 取締役	2020年5月	当社社外取締役、現在に至る
2008年6月	株式会社伊勢丹代表取締役専務執行役員営業本部長	2022年4月	株式会社東急百貨店名誉顧問
2010年1月	同社専務執行役員		

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割等

二橋千裕氏は、長きにわたり百貨店の経営に携わり、アパレル・小売業界に精通しております。百貨店における豊富な経営経験、ブランディングやマーケティングに関する幅広い知識に基づいた意見・指摘は、中期経営計画の実現のために有益であり、また、当社取締役会における議論の活性化にも貢献いただいております。選任後は経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。なお、同氏は、株式会社三越伊勢丹ホールディングスを2015年3月に退任しております。また、2020年4月以降は株式会社東急百貨店の業務執行には関与せず、2023年3月に同社名誉顧問を退任しております。

候補者
番号

5

やす だ いく お
安田 育生 (1953年4月28日生)

再任 社外 独立

所有する当社の株式数
一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月	株式会社日本長期信用銀行入行	2015年9月	株式会社ハウストゥ (現 株式会社 And Doホールディングス) 社外取締役
1998年7月	ゼネラル・エレクトリック・インターナショナル・インク入社	2017年10月	東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社顧問
2000年1月	リーマン・ブラザーズ証券会社 在日代表	2018年4月	社団法人東京ニュービジネス協議会 特別理事、現在に至る
2003年5月	多摩大学ルネサンスセンター客員教授	2018年4月	公益社団法人経済同友会幹事
2004年9月	ピナクル株式会社設立 代表取締役会長	2018年12月	ピナクルTTソリューション株式会社 社取締役会長
2005年5月	株式会社ティーツー取締役	2019年3月	株式会社ティーケーピー顧問
2006年4月	九州大学特任教授	2020年5月	当社社外取締役、現在に至る
2009年11月	ピナクル株式会社代表取締役会長 兼社長兼CEO、現在に至る	2021年1月	マフォロバ株式会社代表取締役会長
2012年3月	社団法人東京ニュービジネス協議会理事		

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割等

安田育生氏は、国内外の金融機関で豊富なビジネス経験を有しております。金融や財務の知見をもとに特にM&A、事業承継、事業再建といった分野を専門としております。金融市場・M&Aに関する見識は、事業成長に向けた中期経営計画の実現のために有益であります。選任後は経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。併せて、取締役会議長及び任意の指名・報酬委員会の委員長を委嘱する予定です。

候補者
番号

6

むら かみ か よ
村上 佳代 (1967年9月16日生)

再任 社外 独立

所有する当社の株式数
一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年9月	エージー株式会社入社	2020年7月	Kazu and Company合同会社代表社員兼CEO、現在に至る
1996年12月	有限会社エムケイコネット設立	2023年4月	一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター アドバイザリーフェロー、現在に至る
2001年5月	ネットイヤーグループ株式会社入社	2023年5月	当社社外取締役、現在に至る
2007年3月	カルチャー・コンビニエンス・クラブ株式会社入社	2024年6月	プレス工業株式会社 社外取締役 (監査等委員)、現在に至る
2012年9月	楽天株式会社 (現 楽天グループ株式会社) 入社	2025年6月	文化シャッター株式会社 社外取締役、現在に至る
2013年9月	P.G.C.D.ジャパン株式会社入社		
2016年10月	株式会社シナプス入社		
2020年6月	エン・ジャパン株式会社 (現 エン株式会社) 社外取締役		

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割等

村上佳代氏は、デジタルマーケティング、デジタルトランスフォーメーションを専門分野とし、その領域に精通しております。また、経営学修士 (MBA) としての体系立てた経営理論やマーケティング、ECに関する見識は、中期経営計画の実現のために有益であります。当社ECサイトの再構築にあたっては専門家としての見地から必要かつ的確な助言・提言をいただいております。選任後は経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。併せて、任意の指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定です。

候補者
番号

7

は ま だ よ し ろ う
濱田 吉郎 (1950年3月30日生)

新任 社外 独立



所有する当社の株式数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年 4月	八木通商株式会社入社	2008年 4月	同社取締役兼インターブリッジ株式会社代表取締役常務
1990年 8月	同社ミラノ事務所長		
1994年 6月	同社欧米室長	2009年 6月	同社取締役兼インターブリッジ株式会社代表取締役専務
1999年 6月	同社執行役員輸入服飾部担当兼大阪ブランド事業部長	2015年 6月	同社執行役員欧米服飾・アジア市場開発担当
2005年 6月	同社取締役輸入服飾部・ライセンス部担当		

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割等

濱田吉郎氏は、主に衣料品の輸入を行う商社においてブランドビジネスに関わる要職を歴任し、取締役として経営に参画してまいりました。海外拠点を長く経験し、同社の海外関連会社（イタリア共和国）の代表者にも就任しております。アパレル・小売業界に精通し、商品企画、ブランディング、海外ビジネスなど豊富な経験と幅広い知識は、中期経営計画の実現のために有益であります。選任後は経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。なお、同氏は、八木通商株式会社を2018年6月に退任しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 候補者濱田吉郎氏は新任の取締役候補者であります。
3. 候補者二橋千裕氏、安田育生氏、村上佳代氏及び濱田吉郎氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、候補者二橋千裕氏、安田育生氏及び村上佳代氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、候補者濱田吉郎氏についても東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
6. 候補者二橋千裕氏、安田育生氏、村上佳代氏及び濱田吉郎氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。
7. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、候補者二橋千裕氏、安田育生氏及び村上佳代氏との間で、法令の定める限度まで、社外取締役の責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が本総会において承認された場合には、二橋千裕氏、安田育生氏及び村上佳代氏との間の当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、候補者濱田吉郎氏の選任が本総会において承認された場合には、会社法第427条第1項に基づき、当社と同氏との間で、法令の定める限度まで、社外取締役の責任を限定する契約を締結する予定であります。
9. 当社は、当社及び当子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者であるすべての取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約について同内容での更新を予定しております。
10. 候補者村上佳代氏が社外取締役に就任していたエン・ジャパン株式会社（現 エン株式会社）（以下、「エン・ジャパン」といいます。）（村上氏は2020年6月就任、2024年6月退任）において、2023年5月に連結海外子会社（中国現地法人）である英才網聯（北京）科技有限公司（以下、「英才JV」といいます。）の総経理が英才JVの預金を私的に流用していた事実が発覚しました。また、同事実の調査の過程で、エン・ジャパンが英才JVに出資した2006年以降、英才JVにおいて社会保険料が未納となっている事実が確認されました。エン・ジャパンでは、2023年5月の預金私的流用の事実の発覚以降、特別調査委員会による調査を行い、同年7月に同委員会から調査報告書を受領し、その後、同年8月に公表した再発防止策に取り組んでいます。村上氏は、上記両事実について事前には認識していませんでしたが、日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った発言を行ってまいりました。上記事実の発覚後は取締役会等においてグループガバナンスの強化や再発防止に向けた更なるコンプライアンス体制の強化策等について提言するなど、その職責を適切に果たしてまいりました。
11. 候補者大江伸治氏及び加藤郁郎氏の「所有する当社の株式数」には、三陽商会役員持株会における持分を含めた実質的株数を記載しております。
12. 候補者村上佳代氏の戸籍上の氏名は、金澤佳代（かなざわ かよ）であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役伊藤六一氏及び福田厚氏は、本総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	区分	氏名	性別	現在の当社における地位	在任年数	取締役会出席状況	監査役会出席状況
1	再任	いとう ろくいち 伊藤 六一	男性	常勤監査役	8年 2ヵ月	16回/16回 (100%)	13回/13回 (100%)
2	新任 社外 独立	おおたに あきひろ 大谷 秋洋	男性	—	—	—	—

再任 再任監査役候補者 新任 新任監査役候補者 社外 社外監査役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1



所有する当社の株式数

1,303株

監査役候補者とした理由

伊藤六一氏は、当社の人事部門、経理財務部門を歴任し、豊富な業務経験と知見を有しております。また、適切な監督・監査機能を発揮するための知識と能力も有しており、引き続き監査役の候補者いたしました。

いとう ろくいち
伊藤 六一

(1961年6月21日生)

再任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1984年4月	当社入社	2017年1月	当社執行役員経理財務本部副本部長兼経理部長
2003年7月	当社人事総務本部人事担当部長	2018年3月	当社常勤監査役、現在に至る
2004年2月	当社人事総務本部人事部長		
2014年7月	当社執行役員経理財務本部本部長補佐		
2015年4月	当社執行役員経理財務本部本部長補佐兼経理部長		

候補者
番号

2



所有する当社の株式数

一株

社外監査役候補者とした理由

大谷秋洋氏は、監査法人の常務執行理事として法人経営に関与し、また、監査役としての経験も有しております。専門的見地及び豊富な経験を持ち、人格・見識も申し分ないことから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役の候補者いたしました。なお、同氏は、有限責任あずさ監査法人を2024年6月に退所しております。

おおたに あきひろ
大谷 秋洋

(1961年9月16日生)

新任

社外

独立

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1985年10月	英和監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所	2013年7月	同常務執行理事兼東京IT監査部長
1990年3月	公認会計士登録	2018年7月	同常務執行理事兼内部監査室長
1999年6月	朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）社員	2021年7月	同専務役員
2006年6月	有限責任あずさ監査法人パートナー	2024年6月	株式会社日本政策金融公庫監査役、現在に至る

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 大谷秋洋氏は新任の監査役候補者であります。
 3. 大谷秋洋氏は社外監査役候補者であります。
 4. 当社は、候補者大谷秋洋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 5. 候補者大谷秋洋氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。
 6. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、候補者伊藤六一氏との間で、法令の定める限度まで、監査役の実行責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が本総会において承認された場合には、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
 7. 当社は、候補者大谷秋洋氏の選任が本総会において承認された場合には、会社法第427条第1項に基づき、当社と同氏との間で、法令の定める限度まで、社外監査役の実行責任を限定する契約を締結する予定であります。
 8. 当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者であるすべての監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、候補者が監査役に就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しています。
 9. 候補者伊藤六一氏の「所有する当社の株式数」には、三陽商會役員持株会における持分を含めた実質的株数を記載しております。

■（ご参考）本定時株主総会後の取締役・監査役（予定）のスキルマトリックス

<当社の取締役会に必要なスキル>

当社の取締役・監査役選任基準においては、取締役・監査役にふさわしい人格・見識を有すること、持続的な企業価値向上に資する十分な経験と専門性を有すること、経営監督を行う識見・能力を有すること、客観的に分析・判断する能力を有すること等をその選任基準として定めております。

また、中期経営計画（2026年2月期～2028年2月期）は、「アッパーミドル市場で圧倒的な存在感と競争優位性を持ったトップランナーを目指す」こと、並びに「新たな成長戦略を遂行し、事業規模の拡大とポートフォリオの最適化を図る」ことを長期目標として掲げており、長期目標からバックキャストし、達成に向けた三か年計画を立案しております。長期目標達成に向けたアプローチとして、オーガニックグロースの継続、新たな成長戦略/M&A、ブランド戦略、チャンネル戦略を推進することとしております。

本計画達成のため、また同時に透明性の高い経営を維持するため、取締役会の構成は以下のスキルを備えるべきであると考えます。

本定時株主総会後の取締役・監査役（予定）が有する主な知識・経験・能力は、次のとおりです。

	取 締 役				
	おお え しん じ 大江 伸 治	ひら ばやし よし き 平 林 義 規	か どう いく ろう 加 藤 郁 郎	に は し ち ひろ 二 橋 千 裕	やす だ いく お 安 田 育 生
社外／独立役員				社外 独立	社外 独立
委員会等の状況	指名・報酬委員会委員				取締役会議長 指名・報酬委員会委員長
企業経営経験	○	○	○	○	○
業界・小売全般についての知見	○	○	○	○	
ブランディング	○	○	○	○	
商品企画／生産・技術	○		○		
マーケティング／CRM	○	○	○	○	
EC／OMO		○	○		
国際経験／海外ビジネス	○	○			○
金融市場／M&A	○	○			○
法務／コンプライアンス	○	○	○		
財務／税務／会計	○	○			○
人材戦略／人材育成	○	○			

<選定した各スキルの定義>

企業経営経験	経営経験や、経営の監督に関する知識・経験
業界・小売全般についての知見	アパレル業界に関する知見や、当社のチャンネル戦略を推進するうえで必要とされる百貨店・直営店・アウトレット等の小売におけるビジネス経験
ブランディング	当社のブランド戦略推進のために必要なブランド世界観の表現やブランド価値向上等、ブランディング分野における知見や、ライセンス事業拡大に必要なとされるビジネス経験
商品企画 生産・技術	当社の強みである高品質・高品位・高付加価値商品を生み出すための商品企画・生産、及びそれを支える技術・品質管理分野における知見
マーケティング CRM	当社のマーケティング戦略の推進に必要なとされるマーケティング分野における広範な知識や、CRM（カスタマー・リレーションシップ・マネジメント）に関する知見
EC OMO	当社のEC戦略を推進するために、ECと実店舗の相互補完体制（OMO＝オンラインとオフラインの融合）確立に必要なEC分野の広範な知見や、越境EC、インバウンド対応に関する知見
国際経験 海外ビジネス	将来の海外事業展開等を検討するうえで必要な国際経験や、ライセンス事業を含めた海外ビジネスに関する知見
金融市場 M&A	プライム市場上場企業経営に必要な金融市場に関する専門知識と、将来の成長戦略の手段の一つであるM&Aに関する知見
法務 コンプライアンス	法曹分野の専門知識や、同分野における指導的役割を務めた経験
財務／税務／会計	財務・税務・会計分野の専門知識や、同分野における指導的役割を務めた経験
人材戦略／人材育成	「個の能力の最大化」と「個の能力の最大発揮と多彩な知識・経験の糾合によるシナジー創出」による総合力の向上を図る人的資本への投資強化等を遂行するうえで必要とされる知見

取 締 役		監 査 役			
むら かみ かよ 村 上 佳 代	はま だ よしろう 濱 田 吉 朗	い どうろくいち 伊 藤 六 一	いいむら そむく 飯 村 北	おたにあきひろ 大 谷 秋 洋	
社外 独立	社外 独立		社外 独立	社外 独立	社外／独立役員
指名・報酬委員会委員		監査役会議長			委員会等の状況
○	○				企業経営経験
	○	○			業界・小売全般についての知見
	○				ブランディング
	○				商品企画／生産・技術
○					マーケティング／CRM
○					EC／OMO
	○				国際経験／海外ビジネス
					金融市場／M&A
		○	○	○	法務／コンプライアンス
		○	○	○	財務／税務／会計
					人材戦略／人材育成

※飯村北氏は当社第81期定時株主総会において監査役に選任され就任しております。
※本スキルマトリックスは、取締役（候補者）及び監査役（候補者）の有する全ての知識・経験・能力を表すものではありません。

<株主提案（第4号議案）>

第4号議案は、株主様（1名）からの提案によるものであります。

本議案における提案の内容及び提案の理由は、提案株主から提出された原文どおりに記載しております。

当社取締役会としては、後述のとおり、本株主提案について反対いたします。

本株主提案に対する反対意見は、20頁に記載しています。

第4号議案 剰余金の配当（特別配当）の件

1. 提案の内容

特別配当として下記のとおり配当すること。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 財産の割り当てに関する事項及びその総額

第83期定時株主総会において可決された当社が提案した剰余金配当に係る議案に基づく普通株式1株当たり配当金額（もしあれば）に加えて、1株当たり1,200円を配当する。

本議題に従って支払われる特別配当金額は、普通株式1株当たりの配当金額に、2026年8月31日現在の配当を受領する権利の付されている株式数を乗じた金額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年8月31日

(4) 配当金支払開始日

2026年9月16日

2. 提案の理由

本件提案は、当社が2026年8月31日を基準日として株式分割を予定していることを踏まえ、株式分割に合わせて特別配当を実施することを株主に御承認いただけるよう提案するものです。

当社の財務・経営上の課題として、当社ROEが実質的に資本コストを下回るという状況が続いており、過剰資本の解消が急務となっています。当社の株価は、過剰資本の存在により低く抑えられてしまっています。本特別配当を実施することで、当社の過剰資本の解消を実現し、資本効率が大幅に改善することが見込めます。

本特別配当を実施することにより、当社の特別利益控除後のプロ・フォーマROEは現在の6%から8%程度に向上し、安定的に資本コストを上回ることが見込まれます。その結果、当社の株式市場における評価はより向上し、もって当社の企業価値向上に資することが期待できます。また、株式分割に合わせて特別配当を実施することにより、市場に対し、当社が十分な収益力と安定した配当支払い能力、さらには将来成長への自信を有していることを示すシグナルとなります。

本特別配当の実施は、当社及びその将来の事業の見通しに悪影響を与えるものではありません。また、本特別配当の実施は、当社が、支払能力要件を維持し、顧客にサービスを提供し、ステークホルダーに対する義務を遂行する上で必要な能力を損ねるものでもありません。

反 対 取締役会としては、次の理由により本議案に**反対**いたします。

当社は、以下の観点から**本株主提案に反対**いたします。

当社は、2025年4月14日公表の「中期経営計画（2026年2月期～2028年2月期）」及び2026年4月14日公表の「中期経営計画の進捗状況」（以下「中計等」）において、当社の今後の成長戦略とともに資本戦略についても開示しています。その中で、中計等期間中の投資計画として以下の方針を掲げています。

- (1) 成長投資については、オーガニックグロースによる既存事業の拡大に加えて、新たな成長戦略として新規ブランド開発、海外展開、M&A等による新商権確保にも積極的に取り組む方針であり、そのための投資を拡大したいと考えています。
- (2) 社員還元については、人材育成及び人事インフラ整備への投資を積極的に行うとともに、従業員持株会を通じたRS付与等の具体的施策を既に実行しています。
- (3) 株主還元については、配当の基準指標としてDOEを採用し、その水準も2%から段階的に引き上げ、現在は4%としています。結果として、1株当たり年間配当額も2023年2月期の55円から、2026年2月期には139円、2027年2月期予想として147円^{*}にまで年々上昇しています。加えて、業績進捗に応じた更なる株主還元強化の検討を行う方針の下、2022年3月以降、3度に亘り自己株式取得を実施（合計約201万株、総額約50.9億円）、EPSの向上に努めてきました。

※比較を容易にするため、2026年9月1日実施予定の株式分割を加味しない前提での試算金額（24頁ご参照）

ROE及びPBRの改善については、中計等において、各種施策の実行を通じて株主資本コストを上回るROEの維持・向上を図るとともに、IR活動の強化及び中計等の着実な遂行により、PBRの改善を目指す方針を公表しています。ROEについては、当面は政策保有株式売却等による特別利益を前提に10%を維持しつつ、長期目標として、それら特別利益等を前提としないベースでROE10%達成を目指す方針を公表しております。他方、PBRの改善と更なる企業価値向上に向けては、ROE向上の取り組みを継続することに加え、投資家様からの将来成長への期待を高め、PERの向上につなげていくことが不可欠であると考えております。このため、自己資本の一時的な圧縮による資本効率の見かけ上の改善にとどまらず、市場からの評価向上につながる持続的な収益力、即ち「稼ぐ力」を強化していく必要があると考えております。今後も引き続き、中計等に掲げる既存事業の成長、新規ブランド開発、海外展開、M&A等の諸施策を着実に実行し、利益成長の確度を高めてまいります。

一方、提案株主が提案するとおり、仮に1株当たり1,200円の追加で特別配当を行った場合には、当社が計画する成長投資の履行に支障が生じるおそれがあると判断されること、さらに1株当たり純資産価値が約30%目減りすることも想定されることから、当社の中長期的な企業価値及び株主利益の向上を図る観点から、当該株主提案は、当社取締役会としては適切ではないと判断いたしました。当社取締役会としては、短期的な還元よりも、成長投資を通じて会社を持続的に成長させることにより中長期的に企業価値を向上させることが、結果として株主価値の向上に繋がるものと確信しています。

したがって、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国の関税政策や資源価格の上昇等の影響から不確実性が高まる一方、堅調な企業業績や、依然として緩和的な金融環境に支えられ、低成長ながら回復基調となっております。一方消費市場は、内外の政治経済情勢の先行き不透明感や恒常的な物価上昇を受けて、消費者の消費マインドが低下し節約志向が高まったことから、低調な推移が続いております。

当アパレル・ファッション業界の市況は、一部のラグジュアリーブランドと低価格帯アパレルが堅調に推移する一方で、イレギュラーな気象条件の影響、中国政府の渡航自粛要請を受けたインバウンド需要の減退や消費マインドの冷え込み等を背景に、百貨店を中心に中高級品市場は低迷が続いております。

このような環境下、当社グループは、2025年4月14日に公表した中期経営計画（2026年2月期～2028年2月期）の基本方針に則り、「売上高の確保と粗利率の改善」「販売費及び一般管理費のコントロール」「商品力と販売力の強化」に取り組んでまいりました。しかしながら、当連結会計年度の前半は、市況悪化やイレギュラーな気象条件の影響を受け、売上高は前年を下回る推移となりました。後半は、気温低下に伴い重衣料が稼働し、前年を上回る水準へ回復する局面もみられましたが、通期では前年を大幅に下回る結果となりました。粗利率につきましては、売上低迷に伴う在庫超過を抑止するためセール販売を強化した結果プロパー販売比率が低下し、前年を下回りました。販売費及び一般管理費につきましては、売上不振が続く中で全社を挙げた削減努力を継続し、人的投資や新規ブランド・新店への投資を確保したうえで、前期を下回る水準に抑制いたしました。しかしながら、売上高減少及び粗利率の低下による売上総利益の減少を補うには至らず、営業利益は前年を下回る結果となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は584億4千8百万円、営業利益は12億9千8百万円、経常利益は14億3千6百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は41億1千3百万円となりました。

部門別売上の状況

区 分	売上高	構成比率
紳士服・洋品	23,665 百万円	40.5 %
婦人服・洋品	30,740	52.6
服飾品他	4,042	6.9
合 計	58,448	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、出店等による店舗設備等で総額15億3千8百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、長期借入金の借換えを実行しております。

なお、当連結会計年度の期末残高は73億2千5百万円であります。

(4) 重要な企業再編等の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

<今後の見通しについて>

今後のアパレル・ファッション業界の見通しにつきましては、インバウンド需要や中高級品市場の動向、為替・資源価格の変動、気象要因など、引き続き先行き不透明な状況が見込まれます。実質所得環境の改善を背景に需要の回復が期待される一方で、不確実性が残り、楽観視できない状況にあると認識しております。このような情勢の中、当社グループは、2025年4月14日に公表した「中期経営計画（2026年2月期～2028年2月期）」の軌道修正と再成長基盤の強化を図り、既存事業の建て直しによるオーガニックグロースに加え、新規商圏確保に向けた戦略投資を計画的に実行し、計画未達に終わった2026年2月期の挽回を期すとともに、長期目標として掲げる売上高1,000億円、営業利益率10%、ROE10%の達成、及び「アッパーミドル市場で圧倒的な存在感を持ったトップランナー」を目指し、邁進してまいります。

2027年2月期には、前期の売上不振要因のうち、主力ブランドの商品構成、フリー客数の減少、百貨店販路の売上縮小等の内的課題に対し、重点的な対策を講じてまいります。主力ブランドについては原点回帰や成功モデルの横展開、商品面ではスーツ・洋品の再強化、エントリープライス商材の開発に取り組みます。フリー客対策としては新規会員の獲得、ヴィジュアルマーチャンダイジング・接客力を強化し、チャンネル面では百貨店以外の販路の開拓を促進してまいります。

2027年2月期通期連結業績予想につきましては、売上高600億円、営業利益21億円（本土地一部譲渡及び本社ビル建て替えの影響を除く営業利益23億円）、経常利益20億円、親会社株主に帰属する当期純利益40億2千万円といたします。

<中期経営計画（2026年2月期～2028年2月期）の進捗状況>

Mission（＝経営理念）

ファッションを通じ、美しく豊かな生活文化を創造し、社会の発展に貢献します。

Vision

高い価値創造力と強靱な収益力を併せ持った、またサステナブルな社会の実現に貢献することができる、エクセレント・カンパニーを目指す

Values

高品質・高品位・高付加価値商品を生み出すスキル
優良なブランドポートフォリオとブランドビジネス遂行能力
クリエイティブでかつ高い倫理観を持った社員
優れた統治能力を持った経営者及び経営体制

1. 長期目標と中期経営計画（2026年2月期～2028年2月期）の位置付け

当社は売上高1,000億円、営業利益率10%、ROE10%の達成と「アッパーミドル市場で圧倒的な存在感と競争優位性を持ったトップランナーを目指す」ことを長期目標として掲げており、長期目標からバックキャストし、達成に向けた三か年計画を立案しております。一方で、気象条件の変化や国内外の政治経済情勢の不透明感が増していること等により、中期経営計画策定時に前提とした与件条件や市場の拡張性についての予測と初年度を終えた現下の状況との間に大きな乖離が生じております。進捗状況を踏まえ、長期目標の方向性は維持しつつ、2年目及び3年目の定量計画を修正せざるを得ないと判断いたしました。修正後の中期経営計画においては、前期の売上不振要因のうち、内的課題に対して重点的な対策を講じることにより、最終年度である2028年2月期に売上高620億円、営業利益13億円（本社土地一部譲渡及び本社ビル建て替えの影響を除く営業利益25億円）を定量目標として掲げております。

2. 長期目標達成に向けたアプローチ

オーガニックグロースの継続

出店加速による売場の拡大、EC専用ブランドの立ち上げ等による売上高の確保、調達原価率の抑制、プロパー販売比率改善、インベントリーコントロールを通じた粗利率の改善に継続的に取り組み、基幹商品の開発、中軽衣料の強化、フリー客への訴求向上のためのエントリープライス商品の拡充等を通じて、2028年2月期に売上高620億円、売上総利益率62.3%を達成してまいります。

新たな成長戦略/M&A

オーガニックグロース以外の新たな成長戦略については、既存ブランドの事業領域拡張、新規自社ブランドの開発、海外展開、M&A等に取り組んでまいります。新規ブランド開発においては、2026年秋冬より商業施設を主販路とするAUREMEを展開、2027年にはHANAE MORIをローンチ予定です。

ブランド戦略

7つの基幹ブランドはブランド価値の向上と、各ブランドの売上高100億円体制を早期に構築することで、確固たる事業・収益基盤の確立を目指します。チャレンジ領域ブランドは中期経営計画期間中に収益基盤を確立し、新ブランドの立ち上げと併せて、将来の成長エンジンとします。

チャネル戦略

主力販路の百貨店は、新たな顧客層の取り込みと売場環境改善、及び運営効率化の両面から改めて出店を強化してまいります。直営店は、基幹ブランドの旗艦店出店を通じてブランド価値の更なる向上を図ります。ECはプロパーサイト化と実店舗との相互補完体制の確立を目指し、ブランド全体の底上げを実現します。アウトレットはプロパー販路との役割明確化のもと、ブランド戦略に則り出店を強化いたします。

中期経営計画（2026年2月期～2028年2月期）の詳細につきましては、当社ホームページ→投資家情報→経営方針→中期経営計画に掲載しておりますのでご確認ください。

(<https://www.sanyo-shokai.co.jp/ir/management/medium-term/>)

<資本戦略の基本的な考え方>

株主資本コストを上回るROEの維持・更なる向上、及びIR活動の更なる強化、中期経営計画の実行によりPBRの改善を図ります。7つの基幹ブランドを擁する強固なポートフォリオをベースとした成長戦略の実行と新たな成長戦略やM&Aを通じて利益を積み増し、配当水準の段階的な向上と自社株式取得等、株主還元の更なる強化策を講じることにより平時のROE10%の達成を目指します。また、利益の最大化により蓄積されたキャッシュは成長投資と社員還元、株主還元の強化に積極的に活用し、適正化を図ります。

1. 利益配分に関する基本方針

当社グループは、株主還元を重要な経営課題の一つと位置付けており、2023年10月6日公表の「PBR改善計画」に掲げた株主還元強化方針に基づき、配当水準を段階的に引き上げてまいりました。また、当社は2025年2月期まで年1回の期末配当を実施してまいりましたが、今般、中長期的な株式価値向上と株主の皆様への利益還元の機会を充実させることを目的として、2026年2月期より、中間配当、期末配当の年2回の剰余金の配当を行うこととしております。

当期の配当につきましてはDOE4%の1株当たり年139円を予定、うち中間配当は1株当たり69円を実施、期末配当は70円を予定しています。次期の配当もDOE4%とし、中間配当は1株当たり72円、期末配当は1株当たり25円を予想しています。(当社は、2026年9月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行う予定です。株式分割前の株式数を基準に計算した場合の期末配当は1株当たり75円、年間配当は147円となります。)

2. 自己株式の取得・消却

当社グループは、株主還元の強化方針に基づき、株主還元の拡充及び資本効率の向上を図るため、2026年2月期に、519,400株、1,718,368,000円の当社普通株式の取得を実施いたしました。また、2,425,900株の当社普通株式を消却いたしました。

2027年2月期以降も、業績進捗に応じて自己株式の取得の実施を臨機に検討してまいります。

3. 政策保有株式の縮減状況

当社グループは、個別の保有株式について、毎年、取締役会においてその保有目的や最近の配当状況及び株価等を確認のうえ、当社の資本コストと照らし合わせた経済合理性と、保有を継続することに係るリスクについて検証を行います。検証の結果、保有意義の薄れた株式については、当該企業の状況を勘案した上で段階的に売却を進めることとしております。本方針に則り2026年2月に一部売却を実行した結果、2026年2月期末の政策保有株式保有額は連結純資産比で18.1%となりました。引き続き、中期経営計画期間において漸次縮減する方針です。

4. 株式分割の実施

当社グループは、株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より投資し易い環境を整えることで、株式の流動性の向上と新規株主の増大を図ることを目的として、2026年8月31日を基準日とする株式分割を行うこととしております。同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社普通株式を、1株につき3株の割合を以て分割します。なお、今回の株式分割に際し、資本金の額に変更はありません。

5. 株主優待制度の拡充

当社グループは、2026年8月31日を基準日とする株式分割に伴い、当社株式への投資意欲を喚起し、また、より多くの株主・投資家の皆様に当社株式を長期的に保有していただけるよう、株主優待制度を変更します。変更後の新たな株主優待制度においては、これまでと同様に株主様ご優待セールをご案内することに加え、保有株式数及び保有期間に応じ、当社商品の購入に利用できるSANYO MEMBERSHIP（SMS）ポイントを進呈します。変更日は2026年8月31日とし、同日を基準日とした株主名簿に記載または記録された株主様に対して、2026年9月1日の株式分割後の株式数を対象に、変更後の基準を適用します。

株主優待制度の変更の詳細につきましては、当社ホームページ→投資家情報→株主・株式情報→株主優待に掲載しておりますのでご参照ください。

(<https://www.sanyo-shokai.co.jp/ir/shareholder/treatment/>)

<サステナビリティに関する考え方及び取り組み>

1. マテリアリティ（重要課題）

地球温暖化による気候変動に加え、人権問題など責任ある調達や循環型社会の実現、人的資本経営への転換など、特にファッション産業が抱える環境・社会課題は多岐に亘っております。当社グループもこうした課題解決の一翼を担うべく、「持続可能な地球環境への貢献」、「サーキュラーエコノミーへの取り組み」、「CSR調達の更なる推進」、「人的資本経営の推進」の4つのマテリアリティを特定し、環境変化を適宜反映させるべく年次見直しを実施しております。また、それぞれのマテリアリティに関わるリスクと機会を把握し、リスクの低減に努めるとともに、環境・社会課題を解決する新たなビジネスモデルの創出を通じて、サステナブルな社会と企業の持続的成長を目指しております。

2. 推進体制

当社グループは、サステナビリティに関する課題に対応するため、経営会議直下にサステナビリティ委員会を設置し、当社グループが直面する環境、社会面の課題に対する実行計画策定、進捗のモニタリングを実施しております。

サステナビリティ委員会は専務執行役員経営統轄本部長が委員長、主要部門の部門長が委員を務め、常勤監査役が常時陪席し、サステナビリティ推進室が事務局を担当しています。委員会における協議事項は経営会議にて決定・承認するとともに、定期的に取締役会へ報告することで取締役会の監督が適切に行われる体制を整備しております。

2025年度は委員会を11回開催し、経営会議に10回、取締役会/取締役説明会に6回報告いたしました。

3. サステナビリティ課題への取り組み

サステナビリティ基本方針及びその関連方針である環境方針、人権方針、人的資本方針のもと、中長期的なビジョンで特定した4つのマテリアリティに対し、それぞれ定量目標を設定し、その達成に向けた個別アクションプランを推進しております。アクションプランの推進にあたっては、従業員一人ひとりが自らの課題として取り組むとともに、サプライチェーン全体における大きな課題については、パートナー企業との協働を推進しております。

①気候変動課題：マテリアリティ「持続可能な地球環境への貢献」

GHG（温室効果ガス）排出量の長期削減目標としてScope 1・2の排出量を2050年度までにネットゼロとすることを定めております。2025年3月には、S B T（Science Based Targets）認定を取得し、パリ協定が定める水準に整合する中期削減目標として「2030年度までに2019年度比でScope 1・2を52%削減、Scope 3（カテゴリ1・3・4・12）を30%削減」することを再設定いたしました。また、排出量データの信頼性向上を目的として、2023年度のGHG排出量から第三者検証報告書の取得を継続しております。当社は引き続き、GHG排出量削減に向けて、廃棄物削減、環境配慮型素材への段階的な置き換え、サプライチェーン全体での取り組み等の施策を推進しております。

②資源循環課題：マテリアリティ「サーキュラーエコノミーへの取り組み」

2024年度に当社グループの3R（リデュース・リユース・リサイクル）活動である「SANYO RE: PROJECT」を立ち上げ、リユースを前提とした衣料回収活動と、認定リユース品「RE: SANYO」の販売を開始しました。2026年度は、新たなK P Iとして回収対象品の前年度生産着数に対する回収割合を10%（2031年度）に設定し、循環型社会への貢献と持続可能なビジネスモデルの両立に向けて更に取り組みを進めてまいります。

また、環境負荷の低い物流・店舗運営を目指して、CO2排出量・資源使用量・廃棄物量の削減を図るべく、プラスチックの3R活動を推進しております。

③人権課題：マテリアリティ「CSR調達の更なる推進」

生産過程における人権の尊重については、2019年度に三陽商会取引行動規範（SANYO Code of Conduct）基本ガイドラインを定め、これに則り生産数の約9割をカバーする取引工場を対象に第三者機関における工場監査を実施し、監査実績に応じたランク付けと改善指導によるCSR調達を行っております。

当社グループの人権デュー・ディリジェンスへの取り組みとして、2024年度には、三陽アラム制度（コンプライアンスに関する通報制度）を拡充し外部通報窓口を新設、国連グローバル・コンパクトに正式加入し4分野（人権・労働・環境・腐敗防止）10原則への賛同を表明しております。

④人的資本課題：マテリアリティ「人的資本経営の推進」

当社グループは人的資本の強化が企業価値向上のための重要な課題であると認識し、「プロフェッショナル人材の育成を通じた個の能力の最大化、及び人事インフラ整備を通じた個の能力の最大発揮と多彩な知識・経験の糾合によるシナジー創出による、総合力向上に取り組む」ことを人的資本方針に定めております。多様なバックグラウンドを有する従業員の能力の最大化を支援し、それぞれが活躍できる環境を整備してまいります。

2025年9月には、中期経営計画策定に伴い人的資本経営の重要性を再評価し、マテリアリティ「多様性の尊重と働きがいのある職場づくり」を、より広義なマテリアリティ「人的資本経営の推進」に更新いたしました。

4. 主要な指標/目標及び進捗状況

当社グループが特定した4つのマテリアリティにおける主要な指標/目標は以下のとおりです。

マテリアリティ	指標	目標	目標年度	25年2月期実績
持続可能な地球環境への貢献	GHG排出量Scope 1・2削減※1	①52%削減 2019年度比	2030	38%削減
		②ネットゼロ	2050	
	GHG排出量Scope 3削減※1 (カテゴリ1・3・4・12)	30%削減 2019年度比	2030	30%削減

※1：GHG排出量削減率は前連結会計年度実績

マテリアリティ	指標	目標	目標年度	26年2月期実績
サーキュラーエコノミーへの取り組み	回収対象品の前年度生産着数に対する回収割合※2	10%	2031	3.6%
	ハンガーカバー、ニットカットソー用包装プラスチックのマテリアルリサイクル率	50%	2030	22.2%
CSR調達の更なる推進	CSR工場監査 Aランク工場比率	90%以上	2030	87.0%
人的資本経営の推進	女性管理職比率※3	20%	2026	14.9%
	男性の育児休業取得率※3	100%		100%
	男女間賃金格差（男性を1とした場合の女性の割合/全職種）※3	72%		72.2%

※2：2026年度に新たなKPIとして設定

※3：女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女間賃金格差は当社単体の実績

当社グループは、全社を挙げてサステナブルな社会の実現に貢献することを目標に掲げ、事業を推進してまいります。

なお、サステナビリティ活動に関する最新情報につきましては、当社ホームページ→サステナビリティに掲載しておりますのでご参照ください。

(<https://www.sanyo-shokai.co.jp/sustainability/>)

<事業等のリスク情報>

当社グループは、事業運営において、以下のリスクについて重要であると認識し、適切な管理体制の整備と予防・軽減策の実施に努めております。

1. 特に重要なリスク

①原材料価格の変動リスクについて

当社グループが使用する繊維原料及び副資材の価格は、国際市況、為替動向、各原料生産地における需給バランスの変化等により影響を受けます。価格変動が急激かつ大幅に発生した場合、製品原価の上昇を招き、利益率の低下や販売計画への影響が生じる可能性があります。当社グループでは、複数調達先の確保や調達ポートフォリオの見直し、適切な価格反映等の施策を進めておりますが、市況変動が長期化した場合には財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

②グローバルサプライチェーンの不確実性に伴うリスク

当社グループは、主に中国及びアジア諸国に生産拠点を有しております。これら地域では、政治的・経済的混乱、労働環境の変化、法規制強化、感染症の流行、自然災害、物流網の遮断など、製品供給に影響を与える事象が発生する可能性があります。サプライチェーンに重大な支障が生じた場合、商品の供給遅延、調達コストの増加等を通じて、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

2. 重要なリスク

①感染症拡大によるリスク

新型コロナウイルス感染症で発生した店舗営業制限や消費行動の変化を踏まえ、当社グループは従業員の安全確保、衛生管理、業務継続計画の強化等を進めております。しかしながら、新たな感染症の発生・拡大や既存感染症の再流行により、店舗の営業時間短縮、客数減少、物流の遅延等が生じた場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

②ファッショントレンドの変化に伴うリスク

当社グループの主力商品であるファッション衣料は、消費者の嗜好や流行の変化に大きく影響されます。当社グループでは、市場動向の分析や消費者ニーズの把握に努め、トレンドに即した商品開発を行っておりますが、予測を超える急激なトレンドの変化や消費者嗜好の変化が生じた場合、在庫リスクの増大や販売機会の損失につながり、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

③ブランドライセンス契約に関するリスク

当社グループは、複数の海外ブランドとライセンス契約を締結し、製品の製造・販売を行っております。これらのライセンスブランドは当社グループの売上高の相当部分を占めており、戦略的に重要な位置づけにあります。当社グループは、ライセンサーとの良好な関係維持に努めておりますが、契約条件の変更や契約解除、ブランドの市場競争力低下等が生じた場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

④気候変動及び異常気象のリスク

ファッション衣料の需要は、季節や天候の影響を受けやすい特性があります。当社グループでは、気象情報を活用した生産・販売計画の立案や、機動的な在庫調整を行っておりますが、冷夏や暖冬などの異常気象が発生した場合、季節商品の需要減少や在庫増加につながり、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。また、気候変動に伴う環境規制の強化や消費者の環境意識の高まりに対応するため、当社グループではサステナビリティ戦略を推進しておりますが、これらの取り組みが不十分と評価された場合、レピュテーションリスクや競争力低下につながる可能性があります。

⑤為替変動のリスク

当社グループは海外生産・海外調達を行っているため、為替レートの変動は仕入コストに影響を与えます。また、海外子会社の業績換算にも為替動向が影響するため、急激な変動が発生した場合には当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは為替予約等によるリスクヘッジを実施しておりますが、為替相場の急変動による影響を完全に遮断することは困難であります。

⑥製品の品質と安全性に関するリスク

当社グループでは品質管理体制を整備し、製品安全性の確保に努めておりますが、予期せぬ品質不良や製造物責任に関わる事象が発生した場合、製品回収コストの発生、ブランドイメージの毀損、社会的信用低下等により、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

⑦情報セキュリティに関するリスク

当社グループは、顧客の個人情報を多数保有しております。これらの情報管理については、社内規程の整備、従業員教育、システムセキュリティの強化等の対策を講じておりますが、不正アクセスやサイバー攻撃等により情報漏洩が発生した場合、損害賠償、行政処分、信用失墜等により、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

⑧法的規制及びコンプライアンスに関するリスク

当社グループは、国内外で事業を展開するうえで、各国の法令や規制を遵守する必要があります。当社グループでは、コンプライアンス体制の強化とその従業員教育に努めておりますが、不適切な行為や法令違反が発生した場合、行政処分、罰金等の法的制裁、社会的信用の低下、事業活動の制限等により、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

以上、10項目の他、地政学リスク、金融市場の変動、自然災害、重大事故など外部環境の変化により、当社グループの事業活動に影響が生じる可能性があります。当社グループでは、これらのリスクを認識したうえで、その発生可能性の低減と影響の軽減に努めてまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分		第80期	第81期	第82期	第83期
		自 2022年 3月 1日 至 2023年 2月 28日	自 2023年 3月 1日 至 2024年 2月 29日	自 2024年 3月 1日 至 2025年 2月 28日	(当連結会計年度) 自 2025年 3月 1日 至 2026年 2月 28日
売上高	(百万円)	58,273	61,353	60,526	58,448
経常利益	(百万円)	2,437	3,184	2,825	1,436
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,155	2,787	4,007	4,113
1株当たり当期純利益	(円)	178.68	238.96	351.48	392.17
総資産	(百万円)	54,413	58,758	57,017	59,880
純資産	(百万円)	36,435	41,258	39,301	40,923

(7) 親会社及び重要な子会社の状況 (2026年2月28日現在)

1. 親会社の状況

該当事項はありません。

2. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
上海三陽時裝商貿有限公司	155,484 千元	100.0 %	海外生産支援業務
エコアルフ・ジャパン(株)	100 百万円	70.6 %	日本国内における商標の管理・運用、ライセンス供与

(8) 主要な事業内容 (2026年2月28日現在)

区 分	主要品目
紳士服・洋品	コート・スーツ・ジャケット・スラックス・セーター・シャツ等
婦人服・洋品	コート・ドレス・スーツ・ジャケット・スカート・セーター・シャツ・ブラウス等
服飾品他	バッグ・ベルト・傘・ハンカチ・アクセサリ等

(9) 主要な事業所 (2026年2月28日現在)

会社名	区分	名称	所在地
(株)三陽商会	当 社	本社 本社別館 (通称ブルークロスビル) 大阪支店 名古屋支店 福岡支店 札幌営業所	東京都新宿区 東京都新宿区 大阪府大阪市中央区 愛知県名古屋市中区 福岡県福岡市中央区 北海道札幌市中央区
上海三陽時装商貿有限公司	子会社	本社	中国上海市
エコアルフ・ジャパン(株)	子会社	本社	東京都新宿区

(10) 従業員の状況 (2026年2月28日現在)

1. 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前連結会計年度末比増減
男 性	452 名	9 (減) 名
女 性	673	15 (減)
合 計	1,125	24 (減)

(注) 上記従業員数の他に期中平均人員1,369名の嘱託及び臨時販売員を雇用しております。

2. 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	449 名	9 (減) 名	45.1 才	17.3 年
女 性	669	15 (減)	42.2	14.5
合計又は平均	1,118	24 (減)	43.4	15.6

(注) 上記従業員数の他に期中平均人員1,369名の嘱託及び臨時販売員を雇用しております。

(11) 主要な借入先の状況 (2026年2月28日現在)

借入先	借入額
(株)三菱UFJ銀行	3,500 百万円
(株)三井住友銀行	2,000 百万円
(株)みずほ銀行	1,000 百万円
(株)商工組合中央金庫	825 百万円

2 会社の株式に関する事項 (2026年2月28日現在)

(1) 発行可能株式総数 40,000,000株

(2) 発行済株式の総数 10,196,318株
(自己株式716株を除く)

(3) 株主数 16,540名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
八木通商(株)	1,131 千株	11.10 %
AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC	1,016	9.97
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	873	8.57
BNP PARIBAS SINGAPORE/2S/JASDEC/TD SECURITIES (USA) LLC /BOOK-ENTRY JGBS+CORPORATE BONDS/TAXABLE	778	7.63
(株)日本カस्टディ銀行(三井住友信託銀行再信託分・三井物産(株)退職給付信託口)	757	7.43
三井物産(株)	345	3.39
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	220	2.17
(株)日本カस्टディ銀行 (信託口)	194	1.91
明治安田生命保険相互会社	180	1.77
INTERACTIVE BROKERS LLC	159	1.56

(注) 持株比率は自己株式716株を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当事業年度中に交付した当該株式の数は次のとおりです。

区分	株式数	交付を受けた人数
取締役 (社外取締役を除く)	5,100株	2名

(6) その他株式に関する重要な事項

1. 自己株式の消却（2025年10月31日取締役会決議）

消却した株式の種類	普通株式
消却した株式の総数	2,342,000株
消却後の発行済株式総数	10,280,934株
消却実施日	2025年11月28日

2. 自己株式の消却（2026年2月16日取締役会決議）

消却した株式の種類	普通株式
消却した株式の総数	83,900株
消却後の発行済株式総数	10,197,034株
消却実施日	2026年2月27日

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2026年2月28日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 江 伸 治	兼 社長執行役員
取 締 役	加 藤 郁 郎	兼 副社長執行役員 事業統轄本部長 兼 事業本部長
取 締 役	二 橋 千 裕	
取 締 役	安 田 育 生	ピナクル(株) 代表取締役会長 兼 社長 兼 CEO
取 締 役	中 本 修	
取 締 役	村 上 佳 代	Kazu and Company 合同会社 代表社員 兼 CEO、プレス工業(株) 社外取締役 (監査等委員)、文化シャッター(株) 社外取締役
取 締 役	平 林 義 規	三井物産(株) 顧問
常 勤 監 査 役	伊 藤 六 一	
監 査 役	飯 村 北	弁護士、(株)ヤマダホールディングス 社外取締役 (監査等委員)
監 査 役	福 田 厚	公認会計士、ニチバン(株) 社外監査役

- (注) 1. 取締役二橋千裕氏、安田育生氏、中本修氏、村上佳代氏及び平林義規氏は、社外取締役であります。
2. 監査役飯村北氏及び福田厚氏は、社外監査役であります。
3. 監査役福田厚氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役二橋千裕氏、安田育生氏、中本修氏、村上佳代氏及び平林義規氏並びに監査役飯村北氏及び福田厚氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役及び各監査役との間で、法令の定める限度まで、社外取締役及び監査役の責任を限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・ 会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することになった訴訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。
- ・ 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としております。
- ・ 当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 役員報酬等の内容の決定に関して

当社は、次のとおり役員報酬の決定に関する方針について決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予めその内容について任意の指名・報酬委員会の審議・答申を経ております。

<報酬の決定に関する基本方針>

取締役の報酬等の総額は、基本報酬としてその職責と役位に応じて支給する固定の月額報酬、業績連動報酬として業績等に基づき支給する賞与、及び譲渡制限付株式報酬で構成されております。その構成は、固定の月額報酬を70%とし、賞与は0%～22.5%の範囲で変動（100%達成時は15%）、譲渡制限付株式報酬を15%と設定しております。また、社外取締役の報酬は、独立性の観点から業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬を支給せず、固定の月額報酬のみで構成されております。

取締役の報酬額は、社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会にて他社水準との比較や経営内容及び役位等を踏まえ審議された後、取締役会において決定されております。

監査役の報酬等の総額は、常勤監査役と社外監査役各々の業務内容等を勘案し、監査役の協議により決定しております。なお、監査役につきましては、独立性確保の観点から、固定の月額報酬のみとしております。

<業績連動報酬について>

取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬は、営業利益の黒字化を前提とし、企業の収益性を図る指標となる連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の達成度に応じて算定したうえで、賞与として支給されております。

なお、各指標の実績については「連結損益計算書」に記載のとおりです。

<譲渡制限付株式報酬について>

譲渡制限付株式報酬は株価変動を株主の皆様と共有し、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、取締役会決議により毎年一定の時期に業務執行取締役が譲渡制限期間が付いた株式をその役位等に基づき割り当てるものであります。譲渡制限期間は3年間から5年間までの間で取締役会が予め定める期間としております。

非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬は、その役位等に基づき、取締役各人に対して支給する金銭報酬債権を現物出資させる方法により、譲渡制限付株式を割り当てる形で支給されております。

<個人別報酬の決定について>

取締役の個人別の報酬等の内容は、透明性を確保するため独立性の高い任意の指名・報酬委員会の審議を経て取締役会において決定していることから、役員報酬の決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	135 (36)	106 (36)	14 (—)	14 (—)	8 (6)
監査役 (うち社外監査役)	33 (14)	33 (14)	— (—)	— (—)	3 (2)

- (注) 1. 上表には、2025年5月29日開催の第82期定時株主総会終結のときをもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬による報酬額は、当事業年度に費用計上した額であります。
4. 譲渡制限付株式報酬による報酬額は、当事業年度に費用計上した額であります。
5. 取締役の報酬等の総額は、2007年3月29日開催の第64期定時株主総会において、年額450百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。また、上記の報酬枠の範囲内で、2019年3月28日開催の第76期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、支給する金銭報酬債権の総額は年額100百万円以内、かつ、年50,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数（社外取締役を除く）は5名です。
6. 監査役の報酬等の総額は、2007年3月29日開催の第64期定時株主総会において、年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

5 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況等 (2026年2月28日現在)

	氏名	重要な兼職先	当社との関係
取締役	二橋千裕	—	—
	安田育生	ピナクル(株) 代表取締役会長 兼 社長 兼 CEO	特別の関係はありません。
	中本修	—	—
	村上佳代	Kazu and Company合同会社 代表社員 兼 CEO プレス工業(株) 社外取締役 (監査等委員) 文化シャッター(株) 社外取締役	特別の関係はありません。 特別の関係はありません。 特別の関係はありません。
	平林義規	三井物産(株) 顧問	特別の関係はありません。
監査役	飯村北	(株)ヤマダホールディングス 社外取締役 (監査等委員)	特別の関係はありません。
	福田厚	ニチバン(株) 社外監査役	特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況及び期待される役割に対して行った職務の概要
取締役	二橋千裕	16回中16回 (100%)	—	取締役会においては、企業経営者として長年にわたり培ってきた豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に有益かつ必要な発言を適宜行い、期待される役割、責務を果たしております。
	安田育生	16回中15回 (94%)	—	取締役会においては、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に有益かつ必要な発言を適宜行い、また、取締役会議長並びに任意の指名・報酬委員会の委員長として議事を円滑かつ適正に進行させ、期待される役割、責務を果たしております。
	中本修	16回中16回 (100%)	—	取締役会においては、商品企画、ブランディング、海外ビジネスについての豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に有益かつ必要な発言を適宜行い、期待される役割、責務を果たしております。
	村上佳代	16回中16回 (100%)	—	取締役会においては、マーケティングやECについての豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に有益かつ必要な発言を適宜行い、また、任意の指名・報酬委員会の委員も務め、期待される役割、責務を果たしております。
	平林義規	※13回中13回 (100%)	—	取締役会においては、総合商社における豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に有益かつ必要な発言を適宜行い、期待される役割、責務を果たしております。
監査役	飯村北	16回中15回 (94%)	13回中13回 (100%)	弁護士としての豊富な経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から議案の審議に必要な発言を適宜行い、期待される役割、責務を果たしております。
	福田厚	16回中16回 (100%)	13回中13回 (100%)	公認会計士としての豊富な経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から議案の審議に必要な発言を適宜行い、期待される役割、責務を果たしております。

※印は、2025年5月29日就任後の状況を記載しております。

6 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	75百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	75百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び監査報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の監査報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

7 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 当社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役会は、法令・定款及び取締役執務規程等に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。
2. 社長直轄の内部監査室は、内部監査規程に基づき業務全般に関して法令・定款及び社内規程等の遵守状況、職務執行の手続の妥当性について、作成した計画に基づいて定期的に内部監査を実施し、取締役及び監査役に対して、その結果を報告しております。
3. コンプライアンス委員会、内部統制委員会、内部監査室、法務・ライセンス統括部の活動を通じ、コンプライアンス体制の充実を図っております。
4. サステナビリティ基本方針、企業行動基準、就業規則、コンプライアンス規程、重要情報の適時開示と内部者取引防止規程等、行動規範に結びつく各種の規程、基準等を備え、その周知徹底を図っております。
5. 社内取締役、社内常勤監査役、執行役員を対象に、外部専門家によるコンプライアンスに関するウェブ講義を行いました。また、新任の社内取締役、執行役員に対しては、新任役員に求められる義務と責任に関する特別研修を行うことを義務化しております。
6. 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人が法令・定款及び各種社内規程等に違反する行為を発見した場合、職制を通じての報告のほか、当社内の通報窓口又は社外の顧問弁護士を通じて当社に通報できるコンプライアンスに関する通報制度（三陽アラーム制度）により、代表取締役社長を含む経営陣及び監査役、コンプライアンス委員長及び所轄部署に速やかに報告が上がるよう体制を整備しております。
7. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、これら勢力及び団体とは一切関わらない方針をコンプライアンス規程に明記しております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行・意思決定に関わる取締役会議事録、経営会議議事録、執行役員会/月次業績確認会議事録、稟議書、各種申請書及び契約書等を文書保存規程の定めるところにより作成・保存し、また、それら文書の管理体制を整備しております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社の業務に関連するリスクとして、「犯罪リスク」、「PL関連リスク」、「営業リスク」、「労務管理リスク」、「市場リスク」及び「災害リスク」等が考えられますが、かかるリスクに基づく損失の発生防止のための各種規程及びマニュアルを策定するとともに、コンプライアンス委員会、内部統制委員会を通じて危機管理についての社内啓発・教育を実施しております。また当該損失の防止策が実効的に機能することを確保する

ため、内部監査室はその状況について監視しております。

2. 損失の危険が発生した場合は、危機管理規程に則り、危機管理委員会がその種類に応じて対応しております。
3. リスク管理の中核となる責任者として「コンプライアンス委員長」を任命し、同委員長は社内のあらゆる情報にアクセス権を有し、社外取締役及び監査役会への当該関連案件の報告義務を負っています。また法令遵守に関する広義のコンプライアンスリスクに対応する観点から、コンプライアンス委員長の下にコンプライアンス委員会を設置し、四半期に1回を原則として開催しております。
4. 損失の危険の管理に関する委員会等の名称と役割は次のとおりです。

『危機管理委員会』

「犯罪リスク」、「PL関連リスク」、「営業リスク」、「労務管理リスク」、「市場リスク」、「災害リスク」の発生時において、各種リスク毎に定めた関係部門による対策本部を組織し、適切な管理体制を構築し運営しております。

また、上記以外の新たなリスクの発生時には、危機管理委員長が必要に応じて別途対策本部を定め、適切な管理体制を構築し運営しております。

『コンプライアンス委員会』

同委員会においては、四半期毎に認識された下記の各種リスクに関する懸念事項を共有し、適宜問題の解決を図っております。

<コンプライアンス委員会が検討する各種リスク>

- ① 法令違反行為全般に関するリスク
- ② 企画・製造・販売の事業活動に関する取引先リスク
- ③ 金銭授受、支払い、インサイダー、税務に関するリスク
- ④ 資産管理・活用、株主対応に関するリスク
- ⑤ 個人情報をはじめとする情報資産の漏洩リスク
- ⑥ マーケット及び消費者対応に関するリスク
- ⑦ 労務案件に関するリスク
- ⑧ 人権に関するリスク
- ⑨ 内部監査、内部統制運用から生じた懸念事項に関するリスク
- ⑩ その他

また同委員会の討議内容について、第三者視点による透明性を確保する観点から、常勤監査役が陪席するほか、必要に応じて社外役員、社外弁護士と情報共有を図ることとし、問題点に関し適切な助言を得られるよう体制を整備しております。

『内部統制委員会』

危機発生リスクの分析・評価を行い、危機発生時に適切な対応を行うための基盤整備を平時から行っております。

『内部監査室』

危機管理体制を補強するために、当社グループ全般の業務運営状況について監視を行っております。

『法務・ライセンス統括部』

コンプライアンスリスク発生時に窓口部門として危機管理委員会の招集の要否を判別し、迅速かつ適切な対応を実行しております。

また、コンプライアンスに関する通報制度（三陽アラーム制度）の窓口部門として機能しております。

(4) 当社の財務報告の信頼性を確保するための体制

1. 財務情報の適正性を確保するため、経理財務部門を中心に、関連法令や会計基準に則った会計・決算処理及びその開示を徹底しております。また、定期的に外部の会計専門家によるレビューを受け、財務報告の品質向上に努めております。
2. 内部監査室により、財務報告に係る内部統制の運用状況を定期的に監査しております。具体的には、各部門における財務に関わる業務プロセスの点検、そして重要な勘定科目に関する実査を含め統制活動を全社的にモニタリングしております。監査結果は取締役及び監査役に直接報告され、必要に応じて速やかな改善措置を講じる体制を整えております。これらにより、財務報告の信頼性を継続的に確保しております。

(5) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 連結ベースの中期的な経営計画及び年度事業計画を策定し、諸施策を推進しております。
2. 「取締役執務規程」により取締役の責務を明確にし、組織運営・業務推進の効率性を求めています。
3. 取締役（社外取締役を除く）及び取締役会が任命する者で構成される経営会議を設置し、会社に影響をおよぼす重要事項についての多面的な検討と意思決定を行っております。
4. 取締役会により選任された執行役員に業務執行権限を委譲し、業務の効率的運用を行っております。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及び当該取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社グループの業務の適正性を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき各子会社に対する当社の所管部門及びその責任者を定め、必要に応じて当該所管部門の責任者又は所属員を役員として派遣し、子会社の取締役等の職務の効率的な執行状況を管理するとともに、重要事項が当社の取締役会に適切に報告される体制を整備しております。

2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・各子会社の当社所管部門及びその責任者は、子会社の業務に関連するリスクについて、これを評価し、対応するための継続的統制を組織的に行い、かかるリスクに関する重要な情報が当社の取締役会に適時に報告される体制を構築・維持しております。さらに、重要な契約の締結等については、当社の法務・ライセンス統括部が連携し適宜審査を行っております。
- ## 3. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・子会社のコンプライアンス体制の充実を図るため、当社の内部監査室は子会社のリスク管理体制を監視するとともに、適正な取引や会計処理を確保するため十分な情報交換、聴取を行っております。また、当社の監査役が子会社の監査に関与し、あるいは必要に応じ当社常勤監査役が子会社の監査役を兼務するなどして、当社と同等の業務の適正を確保する体制を整備しております。
 - ・法令・定款違反等を未然に防止するため、子会社の使用人等から内部通報が寄せられた場合は、当社は、コンプライアンス通報制度規程（三陽アラーム制度規程）に則し適切に対応しております。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

1. 監査役監査基準及び監査役会規則に則り、監査役が求めた場合は、使用人の中から監査役の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）を選任し監査役補助の任にあてております。
2. 取締役、執行役員及び使用人は、補助使用人が監査役の指示により監査に必要な情報、資料の提供等を求めた場合においては、当該情報等の提供に速やかに応じるなど、補助使用人が行う業務の推進に協力しております。

(8) 前号の補助使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の補助使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

1. 監査役業務に関しては、補助使用人は取締役及び補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令は受けないこととしております。なお、補助使用人は、社長直轄の当社内部監査室に配属されています。
2. 監査役監査基準及び監査役会規則に則り、補助使用人の人事異動及び雇用条件に関する事項は、監査役と事前の協議を行うものとしております。

(9) 当社の監査役への報告に関する体制

1. 当社の取締役、執行役員及び使用人は、監査役の要請に応じ、以下につき監査役に適時報告しております。
 - ・定例的報告事項
経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況、内部監査室が実施した監査の結果等。
 - ・臨時的報告事項
会社に著しい損害をおよぼす恐れのある事実、取締役、執行役員及び使用人の職務遂行に関して不正又は法

令・定款及び各種社内規程等に違反する重大な事実、コンプライアンスに関する通報制度（三陽アラーム制度）に基づき通報された事実、重要な訴訟・係争及び行政処分等に関する事実。

2. 当社の代表取締役は定例的に実施されるミーティングにおいて、必要事項について監査役と意見交換を行っております。
3. 当社の監査役が子会社の監査に関与し、あるいは必要に応じ当社常勤監査役が子会社の監査役を兼務するなどして、当社の子会社の取締役、監査役及び使用人が、当社の監査役に直接報告できる体制を整備しております。また、子会社の使用人等からコンプライアンスに関する通報制度（三陽アラーム制度）に基づき通報された内容については、同制度の窓口部門である当社法務・ライセンス統括部が取りまとめ、定期的に当社監査役に報告しております。

(10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

1. 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の役職員に周知徹底しております。
2. 三陽アラーム制度規程において、通報者の保護を優先事項としてその旨を定め、また、三陽アラーム制度規程に基づく通報者に対して、当該通報をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止しております。

(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役会が職務の執行上必要と認める費用について毎年予算を計上するとともに、監査役がその職務の執行について支出した費用等に関して、監査役から請求があった場合には、速やかに当該費用又は債務の適切な処理を行っております。

(12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、以下の重要な会議に出席するほか、業務執行に関する以下の重要な資料を閲覧できることとしております。
 - ・ 監査役が出席する会議
取締役会、経営会議、執行役員会/月次業績確認会、予算編成会議（子会社予算会議を含む）、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、サステナビリティ委員会等の重要な会議。
 - ・ 監査役が閲覧できる資料
代表取締役が決裁するもの、法令等遵守に関するもの、リスク管理に関するもの、内部監査に関するもの、重要な会計方針の変更に関するもの、重要な訴訟・係争に関するもの、重要な事故・苦情・トラブルに関するもの、その他の重要な決裁書類。

2. 取締役は、監査役の監査が実効的に行われるよう、監査役が法務、会計等の専門家から適切なアドバイスを得られる環境を整備するとともに、監査役と内部監査室及び会計監査人との連携体制を推進しております。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. コンプライアンス等

サステナビリティ基本方針、企業行動基準等、行動規範に結びつく社内規程について、通達等の適宜の方法により注意喚起を促すなど、従業員に対して周知徹底を図りました。また、各種リスクを所管する部門の責任者で構成されるコンプライアンス委員会は、事業年度内に4回開催され、各部門が抱える潜在リスクを抽出するとともに、その解決策を検討のうえ、全社的に連絡事項の伝達を行いました。なお、内部統制委員会及び内部監査室は、それぞれ独立の視点でコンプライアンス体制の運用状況を確認いたしました。

また、法令・定款及び各種社内規程等に違反する行為の未然防止と早期発見を図るべく、コンプライアンスに関する通報制度（三陽アラーム制度）の運用をグループ全体で継続し、取り組みを強化しております。

2. 取締役の職務執行

当社は、法令・定款及び取締役執務規程等に従い、原則月1回の定例取締役会を、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議等を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行いました。さらに、当社においては社外取締役も選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

また、当社は、取締役会開催前には、経営会議において、取締役会付議事項について多面的に検討を加えるとともに、取締役会終了後は、執行役員会において、取締役会での決定事項等を全執行役員に報告し共有を図ることで、取締役の職務執行の効率性を確保しております。

3. 監査役の職務執行

監査役は、取締役会への出席並びに常勤監査役による経営会議、執行役員会/月次業績確認会、予算編成会議（子会社予算会議を含む）、内部統制委員会、コンプライアンス委員会及びサステナビリティ委員会その他の重要な会議への出席や、定期的に行われる代表取締役と監査役との意見交換会等を通して、忌憚なく監査し助言を行っております。また、監査役は、取締役、執行役員及び使用人からの定例及び臨時の報告を通じて、当社の内部統制の整備、運用状況等について確認を行うとともに、会計監査人との定期的なミーティングや、内部監査室からの報告を受けることにより、連携体制を推進しつつ監査の実効性を確保しております。

4. 内部監査

当社では、内部監査室が定期的に監査計画を策定のうえ、業務全般に関して法令・定款及び社内規程等の遵守状況、職務執行の手続の妥当性についてグループ全体の内部監査を実施し、その結果を取締役及び監査役に報告しております。

5. 子会社管理

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、すべての子会社に当社所管部門の責任者又は所属する従業員を役員として派遣しており、子会社から重要事項等の報告を適宜受けております。また、当社の常勤監査役が子会社の監査役を兼務するなど子会社の監査に関与し、定例的に開催される当社監査役会において子会社の監査内容を報告しております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び数量は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

比率その他については、表示桁未満の端数がある場合、これを四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	38,710
現金及び預金	23,992
売掛金	3,180
商品及び製品	9,291
仕掛品	153
原材料及び貯蔵品	346
その他	1,750
貸倒引当金	△5
固定資産	21,169
有形固定資産	9,251
建物及び構築物	2,967
土地	4,824
リース資産	607
建設仮勘定	49
その他	801
無形固定資産	2,718
商標権	1,577
ソフトウェア	722
その他	419
投資その他の資産	9,199
投資有価証券	7,838
敷金及び保証金	978
退職給付に係る資産	24
その他	365
貸倒引当金	△6
資産合計	59,880

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	10,842
買掛金	4,701
1年内返済予定の長期借入金	2,175
リース債務	338
未払費用	1,958
未払消費税等	265
未払法人税等	651
賞与引当金	390
役員賞与引当金	11
その他	351
固定負債	8,113
長期借入金	5,150
リース債務	912
長期未払金	44
繰延税金負債	1,061
再評価に係る繰延税金負債	556
退職給付に係る負債	322
その他	65
負債合計	18,956
(純資産の部)	
株主資本	34,720
資本金	15,002
資本剰余金	3,686
利益剰余金	16,033
自己株式	△2
その他の包括利益累計額	6,182
その他有価証券評価差額金	4,847
繰延ヘッジ損益	3
土地再評価差額金	1,208
為替換算調整勘定	122
非支配株主持分	20
純資産合計	40,923
負債及び純資産合計	59,880

連結損益計算書 (2025年3月1日から2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		58,448
売上原価		22,852
売上総利益		35,595
販売費及び一般管理費		34,297
営業利益		1,298
営業外収益		
受取利息及び配当金	272	
その他	51	324
営業外費用		
支払利息	133	
為替差損	24	
持分法による投資損失	11	
自己株式取得費用	0	
ライセンス契約終了による損失	6	
その他	10	186
経常利益		1,436
特別利益		
投資有価証券売却益	4,115	4,115
特別損失		
固定資産除却損	3	
減損損失	519	523
税金等調整前当期純利益		5,028
法人税、住民税及び事業税	861	
法人税等調整額	50	912
当期純利益		4,116
非支配株主に帰属する当期純利益		2
親会社株主に帰属する当期純利益		4,113

連結株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,002	9,640	14,032	△4,369	34,306
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,113		△2,113
親会社株主に帰属する当期純利益			4,113		4,113
自己株式の取得				△1,722	△1,722
自己株式の処分		19		116	135
自己株式の消却		△5,972		5,972	－
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△5,953	2,000	4,367	414
当期末残高	15,002	3,686	16,033	△2	34,720

	その他の包括利益累計額					非支配株 主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	3,635	0	1,224	116	4,977	18	39,301
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,113
親会社株主に帰属する当期純利益							4,113
自己株式の取得							△1,722
自己株式の処分							135
自己株式の消却							－
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	1,211	3	△15	6	1,205	2	1,207
連結会計年度中の変動額合計	1,211	3	△15	6	1,205	2	1,621
当期末残高	4,847	3	1,208	122	6,182	20	40,923

計算書類

貸借対照表 (2026年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	38,623
現金及び預金	23,835
売掛金	3,180
商品及び製品	9,291
仕掛品	153
原材料及び貯蔵品	346
前払費用	1,666
未収入金	42
その他	112
貸倒引当金	△5
固定資産	21,236
有形固定資産	9,251
建物	2,933
構築物	33
機械及び装置	25
工具、器具及び備品	776
土地	4,824
リース資産	607
建設仮勘定	49
無形固定資産	2,718
商標権	1,577
ソフトウェア	722
その他	419
投資その他の資産	9,267
投資有価証券	7,421
関係会社株式	486
関係会社出資金	0
敷金及び保証金	976
前払年金費用	24
その他	365
貸倒引当金	△6
資産合計	59,860

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	10,853
買掛金	4,701
1年内返済予定の長期借入金	2,175
リース債務	338
未払金	58
未払費用	1,969
未払消費税等	265
未払法人税等	651
預り金	99
賞与引当金	390
役員賞与引当金	11
その他	192
固定負債	8,113
長期借入金	5,150
リース債務	912
長期未払金	44
繰延税金負債	1,061
再評価に係る繰延税金負債	556
退職給付引当金	322
その他	65
負債合計	18,967
(純資産の部)	
株主資本	34,833
資本金	15,002
資本剰余金	3,969
資本準備金	3,800
その他資本剰余金	169
利益剰余金	15,863
その他利益剰余金	15,863
別途積立金	9,750
繰越利益剰余金	6,113
自己株式	△2
評価・換算差額等	6,059
その他有価証券評価差額金	4,847
繰延ヘッジ損益	3
土地再評価差額金	1,208
純資産合計	40,893
負債及び純資産合計	59,860

損益計算書 (2025年3月1日から2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		58,448
売上原価		22,845
売上総利益		35,602
販売費及び一般管理費		34,322
営業利益		1,280
営業外収益		
受取利息及び配当金	272	
その他	50	323
営業外費用		
支払利息	133	
為替差損	32	
自己株式取得費用	0	
ライセンス契約終了による損失	6	
その他	2	174
経常利益		1,428
特別利益		
投資有価証券売却益	4,115	4,115
特別損失		
固定資産除却損	3	
減損損失	519	523
税引前当期純利益		5,020
法人税、住民税及び事業税	861	
法人税等調整額	50	911
当期純利益		4,109

株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計		
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	15,002	3,800	6,123	9,923	9,750	4,117	13,867	△4,369	34,423
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△2,113	△2,113		△2,113
当期純利益						4,109	4,109		4,109
自己株式の取得								△1,722	△1,722
自己株式の処分			19	19				116	135
自己株式の消却			△5,972	△5,972				5,972	－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	△5,953	△5,953	－	1,996	1,996	4,367	409
当期末残高	15,002	3,800	169	3,969	9,750	6,113	15,863	△2	34,833

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	3,635	0	1,224	4,860	39,284
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△2,113
当期純利益					4,109
自己株式の取得					△1,722
自己株式の処分					135
自己株式の消却					－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	1,211		3	△15	1,199
事業年度中の変動額合計	1,211		3	△15	1,609
当期末残高	4,847		3	1,208	40,893

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年4月13日

株式会社 三陽商会
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山田 真
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 根津 順一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三陽商会の2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三陽商会及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2026年4月3日開催の取締役会において、固定資産の譲渡について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年4月13日

株式会社 三陽商会
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山田 真
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 根津 順一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三陽商会の2025年3月1日から2026年2月28日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2026年4月3日開催の取締役会において、固定資産の譲渡について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第83期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重大な事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月13日

株式会社三陽商会 監査役会

常勤監査役 伊 藤 六 一 ⑩

社外監査役 飯 村 北 ⑩

社外監査役 福 田 厚 ⑩

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

■ 当社取り扱いブランド



BLUE LABEL
CRESTBRIDGE



BLACK LABEL
CRESTBRIDGE



Paul Stuart



BAKER STREET

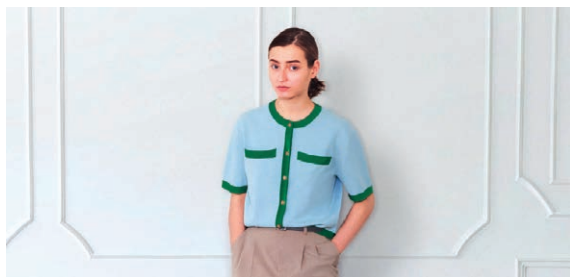


■ 当社取り扱いブランド

MACKINTOSH
LONDON



MACKINTOSH
PHILOSOPHY



EPOCA



EPOCA
UOMO



■ 当社取り扱いブランド

CAST:



BIANCA



EC専用ブランド

AUREME



2026年秋冬より展開



SANYO *Style* STORE

「SANYO Style STORE」は、
婦人服ブランド「AMACA」、「EVEX by KRIZIA」、
「TO BE CHIC」、「TRANS WORK」の4ブランド
を展開するブランド複合型のコンセプトストアです。

株主総会会場ご案内図



【会場】 東京都新宿区市谷本村町4番1号
ホテルグランドヒル市ヶ谷 東館3階 瑠璃

【交通】 J R 総武線 ……………「市ヶ谷」駅下車徒歩3分
都営地下鉄 新宿線……………「市ヶ谷」駅下車4番出口より徒歩3分
東京メトロ 有楽町線／南北線……………「市ヶ谷」駅下車7番出口より徒歩3分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。